

盛岡広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月18日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 大ヶ生徳田線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市乙部15地割45番1地先から43番1地先まで	新	m 13.8～12.3	m 4.0
	旧	8.6～8.5	4.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 氏子橋夕顔瀬線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市安倍館町181番3地先から前九年二丁目63番1地先まで	新	m 24.8～13.7	m 400.0
	旧	27.5～13.7	400.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで